

第1章 建設業許可制度

総論

建設業者の健全な育成を行い、建設工事の適正な施工の確保、発注者の保護を図るため、建設業を営む者は施工能力、資力信用のある者でなければなりません。このため、建設業法では、建設業を始めるには、軽微な工事だけを行う場合を除き、建設業の許可を受けなければならないこととしています。

1. 建設業の許可（業種別許可）

①建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、土木、建築など29の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。（下表及び「建設工事種類別 内容と例示」）

②「軽微な建設工事」とは、

・ 建築一式工事では、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事

又は 延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

・ その他の建設工事では、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

をいいます。（取引に係る消費税及び地方消費税を含みます。注文者が材料を提供する場合においては、材料の市場価格及び運送費を加えた額で判断することになります。）

③許可の有効期間は5年間です。

* ただし、許可の更新申請中であれば、申請に対する処分が行われるまでは、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。（許可換え新規の申請においても、申請に対する処分が行われるまでは、その許可は有効なものとして扱われます。）

更新中であるか否かは、当該業者に対し、その本店所在地の都道府県の受付印が押印されている更新申請書等の提示を求めることで確認が可能です。

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	2以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は 大臣許可 、1の都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は 知事許可 を取得することとなります。
許可の区分（特定建設業と一般建設業）	許可には、 <u>一般建設業の許可と特定建設業の許可</u> があります。特定建設業者でなければ、 <u>発注者から直接受注した工事</u> について、総額4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上の下請契約を締結することができません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の29工事